

富士市森林墓園

【 募 集 案 内 書 】

(令和8年12月承認分)

所 在 地	富士市桑崎991番地の11
募 集 墓 所 数	145墓所 芝生墓所： 19墓所（2区から47区の空墓所） 普通墓所：126墓所（9区から64区の空墓所）
墓 所 の 面 積	約4平方メートル
使 用 料	1墓所 500,000円（一括払込み）
管 理 料 （消費税10%込み）	芝生墓所：6,600円（年間）※今年度のみ2,200円 普通墓所：5,500円（年間）※今年度のみ1,830円
申 込 み 受 付 期 間	令和8年11月6日（金）～20日（金）※土・日曜日は除く 午前8時30分～午後5時15分まで
申 込 み 受 付 場 所	富士市役所 10階 環境総務課 電話（0545）55-2768
申 込 み に 必 要 な 書 類	4ページ「3申込みに必要な書類等」をご覧ください。
使 用 予 定 者 （区画）決定通知	令和8年11月30日（月）発送予定 抽選により決定した墓所を通知します。 申込みの順番は、抽選の結果に影響しません。 なお、落選した場合も、その旨を通知します。
承 認 申 請 受 付 期 間	令和8年12月2日（水）～16日（水）※土・日曜日は除く

※ 案内書の内容をよく確認の上、応募してください ※

1 応募資格（条例第3条）

※条例：富士市森林墓園条例

規則：富士市森林墓園条例施行規則

令和7年6月6日以前から富士市に居住し、市の住民基本台帳に記載されている方

【注意事項】

- ・代理の方でも受け付けますが、窓口にてお申込みください（郵送での申込みはできません）。
- ・申込者が墓所使用者になるので、申込みの時に注意してください。
- ・申込者自身で使用したい墓所を選べますが、第1希望が他の方と重複した場合は第2希望、第2希望が重複した場合は第3希望の墓所（以下繰り返し）となることがあります。
- ・第5希望まで選べますが、当選した際に、使用したい墓所のみを記載してください。
- ・使用申込みは、所定の書類が揃っていれば受け付けます。受付完了後、受付番号を記入した使用区画希望届の写しをお渡しします。
- ・受付した書類の内容を審査し、不備等がある場合には直接本人に連絡します。
- ・墓所を承継することが前提です。※永代供養を目的とした墓所ではありません。

2 使用上の遵守事項

条例に基づき、使用者が遵守しなければならない主な事項は、次のとおりです。

○使用の承認（条例第6条）

- ・使用予定者に決定された方は、市長に墓所使用の申請をして使用承認を受けます。
- ・1世帯1区画です。

○使用者の義務（条例第7条） ※焼骨等＝焼骨及び遺品

- ・墓所を焼骨等の埋蔵以外の目的には使用できません。（ペット等の焼骨は不可）
- ・墓所の使用権を他人に譲渡及び転貸はできません。
- ・墓園の管理上支障とならないよう、維持管理してください。

○措置命令（条例第8条）

墓園の管理上必要があると認めるときは、使用者に必要な措置を要請することがあります。

○使用料（条例第9条）

墓所の使用承認の際、**使用料（500,000円）を一括納入しなければなりません。**

※使用料を納入することにより、所定の区画を墓地として使用する「墓所使用権」が承認されます。

土地を購入することではありません。（底地の名義は富士市です。）

○管理料（条例第10条）

- ・墓園全体の維持管理のため、**芝生墓所：6,600円 普通墓所：5,500円を管理料として毎年度納入しなければなりません。**※条例改正により改定することがあります
- ・毎年4月に郵送する納入通知書にて富士市指定金融機関等より納入してください。
- ・管理システムの都合により口座引き落とし（口座振替）による収納はできません。

○管理料の免除（条例第 11 条）

使用者が生活保護法の規定による保護を受けているときは、市長に管理料の免除を申請することができます。

○使用料及び管理料の不還付（条例第 12 条、第 12 条ただし書き）

既納の使用料及び管理料は還付しません。ただし、墓所の使用承認日から 2 年以内に未使用のまま墓所を返還（使用権の放棄）したときは、使用料の 2 分の 1 に相当する金額を還付します。 ※未使用＝碑石等の設置及び納骨等がなされていない状態

○使用の承認の取消し（条例第 13 条）

次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用承認を取消すことがあります。

- (1) 使用者が偽り又は不正の手段により使用の承認を受けた事実が判明したとき。
- (2) 使用者が 5 年間管理料を納入しないとき。
- (3) 使用者が死亡し、祭祀を主宰すべき者がいないとき。
- (4) 使用者が行方不明となって 5 年が経過し、祭祀を主宰すべき者がいないとき。
- (5) 使用者が法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他市長が管理上必要と認めるとき。

○無縁墓所に係る処理（条例第 14 条）

使用者が死亡又は行方不明により祭祀を主宰すべき者がいないことにより墓所の使用の承認を取り消したときは、当該墓所に係る焼骨や碑石等を無縁として処理することがあります。

○墓所使用権の承継（条例第 15 条）

使用者の死亡その他の理由により当該使用者に代わって祭祀を主宰することになった方は、当該使用者の墓所の使用権を承継することができます。使用権を承継しようとする方は、速やかに市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

○墓所の返還（条例第 16 条）

墓所を使用する必要がなくなり、返還しようとするときは、速やかにその旨を届け出てください。

○原状回復義務（条例第 17 条）

- ・墓所の使用の承認を取り消されたとき、又は墓所を返還するときは、当該墓所を原状に回復しなければなりません。
- ・原状回復されない場合はこれを代行し、その費用を前使用者から徴収します。

○碑石等の制限（条例第 18 条）

- ・使用者の費用負担で碑石等を建立することができます。
- ・墓所に碑石等を設置する場合は、5 ページの別表－1 及び 2 の設置基準に従わなければなりません。
- ・基準に違反した場合は、使用者に期日を定めて改善又は撤去を要請し、それを代行するときは、その費用を使用者から徴収します。

3 申込みに必要な書類等（規則第4条）

- (1) 墓所使用申込書 ※消せるボールペンでの記入はしないでください。
- (2) 使用区画希望届
- (3) 住民票の写し（3か月以内のもので、申込者の世帯全員の本籍・続柄記載のもの）
- (4) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）のコピー

4 使用予定墓所の決定

申込者は募集する墓所のうち使用を希望する墓所を第5希望まで選ぶことができます。申込時に使用区画希望届に希望する墓所区画（区・列・号）を記入して提出してください。希望した墓所が他の方と重複したときは、抽選により決定し、決定した墓所を通知します。

【注意事項】

- ・ 第1希望の墓所で当選された方のキャンセルはできません。
- ・ 公正を期するため、申込みの際に他の申込み状況はお伝えできません。

5 使用予定墓所の決定（規則第5条）

- ・ 使用予定者に決定された方は令和8年12月2日(水)から16日(水)の間に、墓所使用承認申請書を提出してください。併せて、墓所の使用料及び管理料を納入通知書により納入してください。（提出前に納入し、領収書を持参してください。）
- ・ この期間中に、墓所使用承認申請書の提出及び所定の金額の納入が確認出来ない場合は使用予定者の選出は「無効」となりますので注意してください。

6 墓所使用承認書の交付（規則第6条）

- ・ 墓所使用承認申請書が提出され、所定の使用料・管理料の納入確認後、墓所使用承認書を交付します。この墓所使用承認書は墓所使用权の証明となり、以後の墓石の建立や焼骨の埋蔵等にも必要ですので、大切に保管してください。

7 墓碑石等設置基準（条例第18条、規則第15条）

(1)芝生墓所設置基準（別表－1）

区 分	設 置 基 準
碑石等の種類及び数	墓碑、墓誌、香炉及び水鉢は各1基、 塔婆立ては2基以内、花立ては一对とすること。
墓碑の設置場所 及び寸法	1 納骨施設（カロート）の上部に設置すること。 2 高さは、70センチメートル以内とすること。 3 幅は、90センチメートル以内とすること。 4 奥行きは、90センチメートル以内とすること。
そ の 他	1 植栽等を行わないこと。 2 囲いを設置しないこと。

(2)普通墓所設置基準（別表－2）

区 分	設 置 基 準
碑石等の種類及び数	墓碑、墓誌、香炉及び水鉢は各1基、 塔婆立ては2基以内、花立ては一对とすること。
墓碑の設置場所 及び寸法	1 納骨施設（カロート）の上部に設置すること。 2 高さは、160センチメートル以内とすること。 3 幅は、90センチメートル以内とすること。 4 奥行きは、90センチメートル以内とすること。
そ の 他	1 樹木等を植えないこと。 2 コンクリート等による舗装を行わないこと。 3 外柵を設置しないこと。

8 合葬式墓所について

令和5年4月から森林墓園内にて、合葬式墓所（収蔵数5,000体）の供用を開始しました。焼骨を永年に渡って合同埋蔵するもので、お墓の承継や管理は必要ありません。使用料はご遺骨1体あたり5万円または10万円です。随時申請を受け付けしておりますが、生前予約はできません。申し込み資格等の詳細については、合葬式墓所募集案内書をご覧ください。

- お墓の向きは、西向き または 東向きです。
- 森林墓園ではお寺（住職）や石材店の紹介できません。
- 今回募集する墓所は、全て返還された墓所の再募集です。



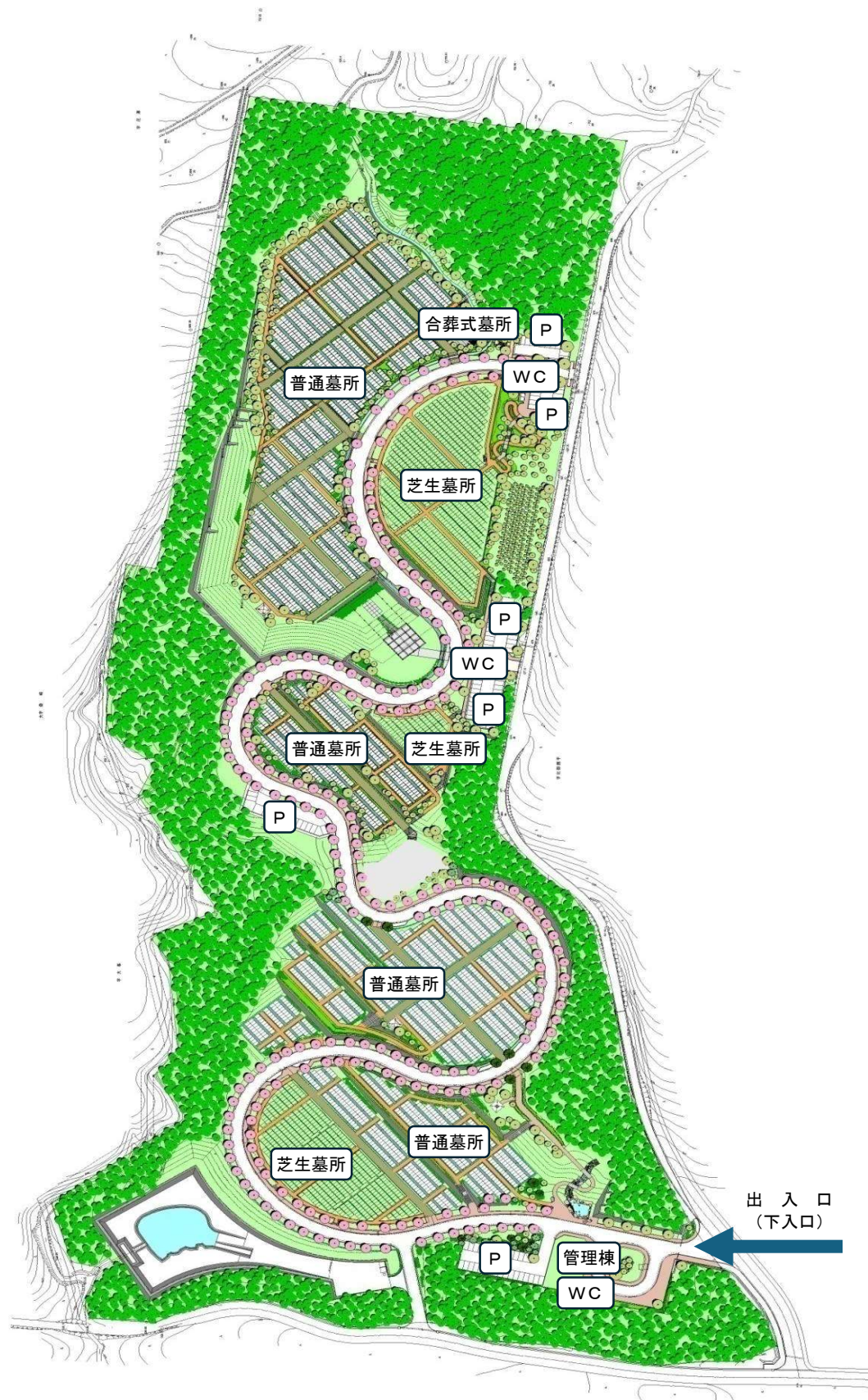
アクセス 富士市役所から自動車で約40分

富士市街より、こどもの国行きの案内標識に従い県道24号【富士裾野線】を北上し、丸火自然公園を通過後、富士市森林墓園の案内標識に従い、県道を左折してください。なお、現地までの公共交通機関はありませんので、ご注意ください。

臨時送迎バスの運行について

お盆やお彼岸の年3回、森林墓園にお墓参りに行く方のために、臨時送迎バスを運行しています。ご利用の方は、管理事務所（22-6116）へご連絡ください。今年度は、令和8年8月13日(木)、令和8年9月20日(日)、令和9年3月21日(日)の運行を予定です。（1人あたり運行協力金1,000円）

富士市森林墓園施設全体図



施設への進入は下入口からお願いします。

中入口・上入口は防犯上、施錠していますが、お盆・お彼岸のみ開放します